

令和3年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和3年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和3年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	1
7	出席議員	1
8	欠席議員	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	2
12	会議の経過	2
	(1) 開会の宣告	2
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 議長の選挙	3
	(5) 会議録署名議員の指名	4
	(6) 会期の決定	4
	(7) 承認第1号、議案第1号から第9号までの提出	4
	(8) 提案理由の説明	4
	(9) 承認第1号の説明、採決	6
	(10) 議案第1号の説明、採決	7
	(11) 議案第2号の説明、採決	7
	(12) 議案第3号の説明、採決	8
	(13) 議案第4号の説明、採決	9
	(14) 議案第5号から議案第6号までの説明、採決	10
	(15) 議案第7号の説明、採決	10
	(16) 議案第8号の説明、採決	12
	(17) 議案第9号の説明、採決	13
	(18) 追加議案の提出	15
	(19) 提案理由の説明	15
	(20) 追加議案 同意第1号の説明、採決	15
	(21) 閉会及び閉議の宣告	16

## 1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第3号

令和3年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月13日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

- 1 日 時 令和3年2月15日（月）午後2時
- 2 場 所 福島県福島市上町4番25号  
キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

## 2 招集年月日

令和3年2月15日

## 3 招集の場所

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）3階 「あぶくま」

## 4 会議の時刻

令和3年2月15日 午後2時10分開会、午後3時05分閉会

## 5 応招議員

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 3番 遠藤 忠一 君  | 6番 久保木 正大 君 | 9番 清川 雅史 君  |
| 10番 菅原 修一 君 | 11番 中川 庄一 君 | 13番 片平 秀雄 君 |
| 14番 鈴木 久一 君 | 15番 割貝 寿一 君 | 16番 渡邊 一夫 君 |

## 6 不応招議員

- |              |            |            |
|--------------|------------|------------|
| 1番 品川 萬里 君   | 2番 清水 敏男 君 | 4番 須田 博行 君 |
| 5番 星 學 君     | 7番 澤村 和明 君 | 8番 伊澤 史朗 君 |
| 12番 渡辺 由紀雄 君 |            |            |

## 7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

## 8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

## 9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	木 幡 浩 君	会計管理者	高 槻 文 彦 君
事務局長	河 野 義 樹 君	事務局次長	長谷部 忍 君
総務課長	神野藤 浩 和 君	業務課長	関 根 修 君

## 10 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議席の指定

日程第 3 議長の選挙

日程第 4 会議録署名議員の指名

日程第 5 会期の決定

日程第 6 承認第1号、議案第1号から第9号までの提出

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))

日程第 9 議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について

日程第10 議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項を指定について

日程第12 議案第4号 診療報酬返還金の権利の放棄について

日程第13 議案第5、6号 第三者行為による損害賠償金の権利の放棄について

日程第14 議案第7号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第15 議案第8号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第16 議案第9号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 追加議案 同意第1号の提出

日程第18 提案理由の説明

日程第19 追加議案 同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を  
求めることについて

## 11 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

## 12 会議の経過

### (1) 開会の宣告

副議長(片平 秀雄君) ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和3年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

品川 萬里 君、清水 敏男 君、須田 博行 君、星 學 君、澤村 和明 君、伊澤 史朗 君、渡辺 由紀雄 君より欠席の届け出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後2時10分)

## (2) 諸般の報告

**副議長(片平 秀雄君)** 日程第1「諸般の報告」を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので報告いたします。

令和2年10月26日付けで、菅野 典雄 君が任期満了となりました。これにより、令和2年10月14日告示の補欠選挙が執行され、伊澤 史朗 君が当選されました。

令和2年11月30日付けで、今村 裕 君より辞職願が提出され、同日付けでこれを許可しました。これにより、令和2年12月16日告示の補欠選挙が執行され、中川 庄一 君が当選されました。

## (3) 議席の指定

**副議長(片平 秀雄君)** 次に、日程第2「議席の指定」を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回補欠選挙において当選された 伊澤 史朗 君の議席を8番、中川 庄一 君の議席を11番に指定します。

## (4) 議長の選挙

**副議長(片平 秀雄君)** 次に、日程第3「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第292条で準用する同法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(片平 秀雄君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(片平 秀雄君)** 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定しました。

**副議長(片平 秀雄君)** それでは、指名いたします。議長に、中川 庄一 君を指名いたします。

お諮りします。ただいま、副議長が指名いたしました 中川 庄一 君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(片平 秀雄君)** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました 中川 庄一 君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました 中川 庄一 君が議場におられますので、当選を告知いたします。中川 庄一 議長、前方の演壇へ登壇願います。

**議長（中川 庄一君）** ただいま、皆様のご推挙によりまして、議長を務めることになりました中川庄一でございます。議員の皆様の真摯な議論を通じ、円滑な議会運営を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の御指導、御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

**副議長（片平 秀雄君）** ここで、議長を交代いたします。中川庄一議長、議長席へお付き願います。

#### (5) 会議録署名議員の指名

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員に3番 遠藤 忠一 君、14番 鈴木 久一 君を指名いたします。

#### (6) 会期の決定

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

#### (7) 承認第1号、議案第1号から第9号までの提出

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第6「承認第1号、議案第1号から第9号まで」の提出を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

#### (8) 提案理由の説明

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第7「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 本日、ここに、令和3年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、後期高齢者医療制度に関し、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は施行より、13年が経過しようとしています。この間、構成市町村のご協力の下、適正な運営により、75歳以上の医療保険として定着してきたものと考えております。

一方、少子化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が順次後期高齢者となることを踏まえ、医療費の窓口負担割合を所得に応じて2割にするという閣議決定がなされたところで

す。本広域連合といたしましては、このような見直しが被保険者の負担に直接結びつくものであることから、被保険者をはじめとする県民の皆様に対して、丁寧な説明に努めてまいりま

す。

次に、医療費適正化の取り組みについて申し上げます。

従来から実施しております医療機関からの請求内容の点検や、被保険者に対する医療費のお知らせによる啓発に加え、交通事故等による第三者行為求償などの債権管理の強化やジェネリック医薬品の使用促進、はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の受領委任制度導入等により引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に健康の保持増進の取り組みについて申し上げます。

昨年4月から始まった高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、21の市町村において取り組みが開始されておりますが、私からも各市町村長へ直接、早期の取り組みをお願いいたしましたところ、令和3年度は43市町村で事業が実施される見込みとなりました。

一体的実施にあたっては、広域連合と構成市町村が連携を深めることが重要であるとの認識の下、地域の健康課題等の分析結果については、すみやかに市町村に提供するなど、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、後期高齢者医療制度について申し上げましたが、今後も、健全な財政運営と医療保険制度の安定的な運営を図り、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう努めてまいりますので、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が1件、条例に係る議案が2件、専決処分事項の指定に係る議案が1件、権利の放棄に係る議案が3件、令和2年度補正予算に係る議案が1件、令和3年度当初予算に係る議案が2件、合わせて10件であります。

「承認第1号」は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」であります。債権の適正な管理の確保と公正かつ円滑な行財政運営のため制定するものであります。

「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額等について、所要の改正を行うものであります。

「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について」であります。訴えの提起等は議会の議決事項であることから、債権回収に係る一定額以下の訴訟案件については、迅速な回収のため広域連合長の専決処分で行えることとするよう指定を求めるものであります。

「議案第4号 診療報酬返還金の権利放棄について」であります。さいたま地方裁判所において川越市にある医療機関の再生計画が認可され、再生計画に基づいた弁済は受領したものの、残る債権については権利の行使ができないことから権利を放棄するものです。

「議案第5号、第6号 第三者行為による損害賠償金の権利の放棄について」であります。時効期間の満了の案件及び生活困窮状態で無資力の者の案件について、債権回収が見込

めないことから権利を放棄するものです。

「議案第7号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」につきましては、療養給付費等の減により歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ52億4,000万円余を減額し、歳入歳出予算の総額を、2,426億6,800万円余とするものであります。

「議案第8号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を前年比4,700万円余の増額となる、7億7,400万円余とするものであります。

「議案第9号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額を、前年比37億7,400万円余の増額となる2,446億5,400万円余とするものであります。

以上が提出議案の概要となります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、人事案件を追加提案いたしたいと存じますので、ご了承をお願い申し上げます。

#### (9) 承認第1号の説明、採決

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第8「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 専決第1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 承認第1号 「専決処分を求めること」につきまして、別冊A4横判の資料1 議案説明資料により説明いたします。1ページをお開きください。

専決第1号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、厚生労働省からの要請を受けて、保険者としてマイナンバーカードの取得促進を行うため、申請書、リーフレット、返信用封筒を作成し、被保険者に送付する経費の財源として、国の特別調整交付金を収納するものであります。

1ページの歳入については、第2款 国庫支出金の特別調整交付金に4,800万円余を追加しております。

2ページをお開きください。歳出については、第1款 総務費の資格管理費に、歳入と同額を追加しております。

これによって、歳入及び歳出の予算総額を、1ページ、2ページの表の一番下の計の欄に記載のとおり、2,479億901万7,000円としたものです。

この補正予算は、急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和3年1月13日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

承認第1号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（中川 庄一君）** それでは、承認第1号に対し、質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

(「なし」の声あり)

**議長 (中川 庄一君)** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (中川 庄一君)** ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

#### (10) 議案第1号の説明、採決

**議長 (中川 庄一君)** 次に、日程第9「議案第1号 福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長 (河野 義樹君)** 議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定」についてご説明いたします。説明資料の3ページをお開きください。

制定の趣旨は、広域連合が有する債権を適正に管理し、公正かつ円滑な行財政運営に資するというものです。

主な内容につきまして、広域連合が有する債権には、交通事故などの第三者行為に対する損害賠償金、保険医療機関等に対する診療報酬返還金などがありますが、これらの債権の適正な管理のため、台帳の整備や、督促、強制執行、債権の放棄等、債権管理に関する事務について必要な事項を定めるものです。施行日は、令和3年3月1日です。

議案第1号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**議長 (中川 庄一君)** それでは、議案第1号に対し、ご質疑のある方はお延べください。

(「なし」の声あり)

**議長 (中川 庄一君)** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

(「なし」の声あり)

**議長 (中川 庄一君)** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (中川 庄一君)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### (11) 議案第2号の説明、採決

**議長 (中川 庄一君)** 次に、日程第10「議案第2号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長 (河野 義樹君)** 議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関

する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

制定の趣旨は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、平成30年度税制改正における、給与所得控除と公的年金等控除の10万円引き下げ、及び基礎控除の10万円引き上げにより、所得情報を活用する社会保障制度において、意図せざる影響や不利益が生じないよう高齢者の医療の確保に関する法律施行令が一部改正されたため、保険料の被保険者均等割額の軽減に係る基準額について、所要の改正を行うものです。

施行日は公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料に適用します。5ページから8ページまでが新旧対照表です。

議案第2号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第2号に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第2号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

## (12) 議案第3号の説明、採決

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第11「議案第3号 福島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定について」を議題にしたいと思います。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合長の専決処分事項の指定」についてご説明いたします。

説明資料の9ページをお開きください。

本広域連合では、第三者行為に対する損害賠償請求や保険医療機関に対する診療報酬返還金などの債権について、回収強化を図っておりますが、地方税法の例により滞納処分を行うことができない債権は、最終的に裁判手続により回収を図ることになります。

この場合の訴えの提起等は、地方自治法の規定により議会の議決事項となっておりますが、少額な債権については迅速に裁判手続に着手し、早期の債権回収を図るため、地方自治法の規定により、広域連合長の専決処分により、訴えの提起等を可能とするよう議会からの指を求めるものです。

また、指定を受ける金額は、民事訴訟法に規定する少額訴訟の要件に倣い、60万円以

下とするものです。

議案第3号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第3号に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第3号は、これを原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

### (13) 議案第4号の説明、採決

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第12「議案第4号 診療報酬返還金の権利の放棄について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 議案第4号「診療報酬返還金の権利の放棄」についてご説明いたします。

説明資料の11ページをお開きください。

医療法人武蔵野総合病院に対する診療報酬返還金につきましては、返還同意書に基づき123万円余を請求しておりましたが、同法人が経営不振により民事再生法の適用を受けたことから、民事再生計画に基づき弁済された23万円余を除く残額100万円余については、債務が免除され、法律上、請求等の権利行使ができないため、債権の放棄について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第4号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第4号に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第4号は、これを原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

**(14) 議案第5号から議案第6号までの説明、採決**

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第13「議案第5号から第6号まで 第三者行為による損害賠償金の権利放棄について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 議案第5号、議案第6号「第三者行為による損害賠償金の権利の放棄」についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお開きください。

議案第5号は、第三者行為による損害賠償金6件、債権額960万円余につきまして、改正前の民法に規定する消滅時効に係る時効期間が満了したことから、債権回収が見込めないため、当該債権の放棄について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に説明資料の13ページをお開きください。

議案第6号は第三者行為による損害賠償金560万円余につきまして、時効期間は満了していませんが、債務者が著しい生活困窮状態のため生活保護法の適用を受けており、現在無資力で、今後も早期の資力の回復は困難であると認められることから、債権回収が見込めないため、当該債権の放棄について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第5号及び第6号についての説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第5号から第6号までに対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第5号から第6号までは、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号から第6号までは、原案のとおり可決されました。

**(15) 議案第7号の説明、採決**

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第14「議案第7号 令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 議案第7号「令和2年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」についてご説明いたします。

説明資料の14ページをお開きください。

「歳入」の主な補正内容を申し上げます。

まず、第1款 市町村支出金は、4億7,100万円余の減ですが、これは、後期高齢者

医療保険料の賦課総額及び収納見込み減による1億3,300万円余の減、療養給付費負担金の給付見込み減による4億300万円余の減によるものです。

第2款 国庫支出金は、市町村支出金と同様に、療養給付費負担金が12億1,000万円余の減、高額医療費負担金は3,200万円余の増です。

同様に第3款 県支出金は、療養給付費負担金が4億300万円余の減、高額医療費負担金は3,200万円余の増です。

第4款 支払基金交付金は給付見込みの減により26億7,200万円余の減です。

次に、第9款 諸収入は、8,400万円余の増額ですが、これは交通事故など、第三者の加害行為による医療費について、加害者から納付された第三者納付金7,800万円余を増額するものです。

次に「歳出」の主な補正内容を申し上げます。

説明資料の15ページをお開きください。

第1款 総務費は、3,000万円余の減額ですが、これは、電算処理費が2,200万円余の減、医療費適正化等推進事業費が390万円余の減となったことなどによるものです。

次に第2款 保険給付費につきましては、77億5,500万円余の減額です。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えによるものと思われませんが、療養給付費が69億4,500万円余の減、高額療養費が、5億1,900万円余の減となったことなどによるものです。

次に第4款 保健事業費につきましては、3,600万円余の減額ですが、これは事業の実績に基づき、健康診査事業と健康増進事業を、それぞれ減額するものです。

次に6款 諸支出金につきましては、令和元年度の療養給付費市町村負担金等の確定により、償還金を9,000万円余増額するものです。

以上により、表の一番下の「計」の欄に記載のとおり、歳入、歳出予算の総額から、それぞれ52億4,048万3千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,426億6,853万4千円とするものであります。

議案第7号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第7に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第7号は、これを原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(16) 議案第8号の説明、採決

議長（中川 庄一君） 次に、日程第15「議案第8号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 議案第8号「令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。

説明資料の16ページ、A3版横のカラーのページをお開きください。

左側が一般会計ですが、歳入は、市町村から共通経費として納付される「分担金及び負担金」が7億4,300万円余で、全体の約96%を占めています。歳出は、民生費が6億6,700万円余で、全体の約86%を占めています。

続いて17ページをお開きください。

上の表が歳入、下の表が歳出です。

まず、歳入について、主なものを申し上げます。

第1款「分担金及び負担金」7億4,300万円余は、構成市町村からの共通経費負担金で、令和元年度からの繰越調整額の「減」により、対前年度比4,200万円余の「増」です。

第2款「財産収入」は、市町村からの派遣職員が公舎に入居する際の家賃自己負担分です。

第4款「繰越金」3,000万円余は、前年度からの繰越金です。

第5款「諸収入」は、預金利子及び会計年度任用職員等の社会保険料納付金です。

続きまして、歳出ですが、

第1款「議会費」90万円余は、議員16名の報酬等です。

第2款「総務費」、9,500万円余は、派遣職員人件費のうち事務局長、次長、総務課職員の人件費等負担金です。

第3款「民生費」6億6,700万円余は、特別会計で執行する事業費に充てるための繰出金、派遣職員人件費のうち、業務課職員及び任期付職員の人件費等です。

以上により、合計欄に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、7億7,478万2千円とするものです。

議案第8号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（中川 庄一君） それでは、議案第8号に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

議長（中川 庄一君） ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

議長（中川 庄一君） ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第8号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中川 庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(17) 議案第9号の説明、採決

議長（中川 庄一君） 次に、日程第16「議案第9号 令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（河野 義樹君） 議案第9号「令和3年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明いたします。

説明資料の20ページをお開きください。この資料は特別会計予算の概要です。中央のグラフは「歳入」、「歳出」の構成比率を示しています。右側の歳出については、水色の部分の「保険給付費」が、2,366億5千8百万円余で歳出全体の96.7%を占めています。

主な給付についてご説明いたします。

右端の「保険給付費」の枠をご覧ください。「療養給付費」が、2,261億6千4百万円余です。主な内訳ですが、①療養の給付、2,214億6,300万円余は、医療機関等へ支払う医療費等です。②入院時食事・生活療養費26億3,100万円余は、入院時の食事代や生活療養を受けた際に、標準負担額を超える部分を給付するものです。④「療養費」20億6,900万円余は、補装具の作製や、柔道整復、針・灸・あんま・マッサージの施術などにかかる療養費です。

次に、「訪問看護療養費」7億7,500万円余は、在宅療養されている方が、指定訪問看護を受けた場合に支給するものです。次に「高額療養費」80億7,900万円余は、ひと月の自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を支給するものです。次に「葬祭費」9億2,900万円余は、被保険者が死亡した場合に、葬祭の執行者に1件あたり5万円を支給するものです。

次に、下の枠の「その他の支出」ですが、「特別高額医療費共同事業拠出金」6,300万円余は、著しく高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するための共同事業への拠出金等です。

次に、「保健事業費」15億400万円余は、健康診査事業や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施にかかる保健事業を市町村に委託する費用です。

次に、「総務費」7億2,800万円余は、電算処理費用、医療費適正化推進事業等にかかる費用です。

次に、「諸支出金」3,700万円余は、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付に要する費用です。

次に、「予備費」56億6,200万円余は、年度途中における予算の不足や予定外の支出等に対応する際の財源とするものです。

続きまして、「歳入」ですが、グラフの左側をご覧ください。歳入の財源として、上からオレンジ、黄色の部分は、国の普通調整交付金及び国・県・市町村の定率負担金からなる公費負担で、全体の46.7%となっています。緑の部分は、現役世代からの支援金として支払基金から交付される交付金で、全体の38.7%となっています。そして、被保険者が負担する保険料等が8.3%、その他が6.3%となっています。

では、上から順に説明いたしますので、左端の囲みも併せてご覧ください。各表題の色はグラフの色と対応しています。

まず、オレンジの国の「普通調整交付金」209億7,200万円余は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため交付されるものです。

次に、黄色の国・県・市町村が定率で負担する「療養給付費等負担金」は、療養給付等にかかる費用について、国が、559億1,900万円余を県と市町村は、それぞれ186億3,900万円余を負担するものです。

次に、緑の「支払基金交付金」945億8,100万円余は、現役世代からの支援金として、支払基金から交付されるものです。

次に、薄い水色の「保険料」156億4,400万円余は、被保険者が納める保険料です。

次に、水色の「公費補てん」47億9,000万円余は、低所得者等の保険料軽減分で、県、市町村が「保険基盤安定負担金」として負担するものです。

次に、ピンクの「高額医療費に対する支援」22億5,100万円余は、高額な医療費の発生による財政リスクを緩和する「高額医療費負担金」及び、著しく高額な医療費が発生した場合に交付される「特別高額医療費共同事業交付金」です。

次に、紫の「原発事故に係る財政支援」31億2,900万円余は、原発事故による被保険者の保険料の減免及び、窓口で支払う一部負担金の免除にかかる費用が国から補填されるものです。

次に、「繰越金」78億9,500万円余は、令和2年度からの繰越金で、令和4年度・5年度の保険料上昇抑制財源等に活用するものです。

次に、うぐいすの「財政安定化基金交付金」は、療養給付費が見込みを上回って増加した場合等の財政リスクに備え、国、県、広域連合で3分の1ずつ拠出している基金からの交付金で、存目計上するものです。

最後に、「その他の収入」21億9,100万円余は、健康診査事業にかかる市町村負担金及び国補助金、一般会計からの事務費等繰入金です。

以上によりまして、ページ中央上部に記載のとおり、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,446億5,498万5千円とするものです。

議案第9号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、議案第9に対し、ご質疑のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご質疑がなければ、質疑を終結いたします。討論に移ります。ご意見のある方はお延べください。

（「なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご意見がなければ、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第9号は、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

**(18) 追加議案の提出**

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第17「追加議案 同意第1号」の提出を行います。  
ただいま、広域連合長から追加議案の提出がありました。  
議案は、先にお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

**(19) 提案理由の説明**

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第18「提案理由の説明」を行います。  
広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

**広域連合長（木幡 浩君）** 追加議案につきまして、提案理由の説明を行います。

「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」であります。広域連合議会議員のうちから選任した監査委員の辞職に伴い、後任の監査委員の選任の同意を求めるものであります。  
よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**(20) 追加議案 同意第1号の説明、採決**

**議長（中川 庄一君）** 次に、日程第19「追加議案 同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

**事務局長（河野 義樹君）** 同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めること」につきまして、A4横の議案説明資料その2によりご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

監査委員のうち、広域連合議会議員から選任された渡辺由紀雄委員が、令和3年1月29日に辞職されましたことから、清川雅史議員を適任として、監査委員に選任することについて同意を求めるものです。

同意第1号についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

**議長（中川 庄一君）** それでは、追加議案同意第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、追加議案同意第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

この件につきましては、地方自治法第292条で準用する同法第117条の規定によって除斥の必要がありますので、清川 雅史 君の退席を求めます。

（清川議員退席）

**議長（中川 庄一君）** これより採決を行います。

お諮りいたします。同意第1号 清川 雅史 君の監査委員選任に同意することについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（中川 庄一君）** ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 清川 雅史 君の監査委員選任に同意することに決しました。

ここで、清川 雅史 君の入室を認めます。

(清川議員入室し自席へ着席)

**議長(中川 庄一君)** 清川 雅史 君の監査委員選任は、同意となりましたのでお知らせいたします。

**(21) 閉会及び閉議の宣告**

**議長(中川 庄一君)** これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で、会議を閉じ、令和3年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後3時05分)